

【元徳天皇】  
【東宮大学史料】  
【藤原朝臣】



# 天皇制・皇統系譜は 日本文化の真髄

戦後レジーム脱却を  
訴えるならばGHQによって  
皇籍離脱させられた宮家の  
皇籍復帰を実現すべき。



〔伝後花園天皇像〕(京都・大徳寺蔵)

エリザベス女王は生前に自らの国葬に関する手順等を指示していたようだ。国民統合に寄与する国葬となるように、死してなお国家と国民の行く末に思いを致すエリザベス女王に敬服する。成人年齢で第2次世界大戦と向き合った主要国最後の指導者だった。

一方、中国では戦後生まれの習近平政権が異例の3期目入り。終身国家主席を目論んでいるとの憶測も流れる。ロシアのウクライナ

侵攻と相俟って、国際情勢はきな臭さを増している。

血統主義と易姓革命

中国における易姓革命という思想は、王朝交代を正当化する必要性から生まれた。儒教に基づく五行思想等が背景となっている。

天は己の代わりに王朝に地上を治めさせ、王朝が徳を失った時に見切りをつけ「革命(天

に当時の王朝(宋)に使節を派遣したのは21代雄略大王。朝貢の意味を持ち、言わば大陸王朝からの冊封を形式的に受け入れていた。

その後、華北は五胡十六国時代に入り、江南

保障は幅広い。とりわけ、言語や伝統を含む文化は安全保障の要である。

日本の天皇制、皇統の系譜は、日本の文化の真髄であり、世界に類を見ない国家の安全保障の核心である。

朝鮮半島も易姓革命の文化である。だからこそ、隣国の新興宗教団体開祖が「日本の天皇を跪かせることが目標」などという妄言を吐く。さらには「日本女性に醜罵させる」という主張もしていた。そうした団体は日本の指導者や政治家が与することは、国家と国民に対する叛逆と言って過言ではない。

607年、聖徳太子は遣隋使小野妹子を派遣。中国王朝への使節派遣は1299年振りであった(600年にも派遣したが隋に相手にされなかった)。1299年前(つまり478年)

突極の存在が日本の皇統である。現在、世界には27の王室が存在するが、最古は日本。今上天皇は126代であり、少なくとも6世紀以降は血統が変わっていない「万世一系」。つまり1500年以上続く王室である。

因みに、2位は西暦900年以降続いているデンマーク。3位は、1066年にフランスから上陸したギヨームが創始したノルマン王国に端を発する英国である。

国際情勢の緊迫を映じ、日本もようやく完全保障を直視するようになった。それは歓迎すべきことだが、真の安全保障とは狭義の軍事的安全保障にとどまらない。

技術や産業を対象とする狭義の経済安全保障に加え、エネルギー、食料など広義の安全

この連載コラムでは、日本の構造問題や国家の根幹に関わる事象に焦点を当てている。今回は、日本という国家の存続にとって不可欠の文化的事実を共有することに誌面を割きたい。

日本皇統は紀元前660年即位の神武天皇からとされているが、西暦712年に編纂された「古事記」に基づく神話の内容も含まれている。

12代景行天皇からは史実に裏付けられる。その頃は「天皇」と称さず「大王」「治天下大王」と言われていた。

581年、約300年振りに中国統一王朝である隋が成立。593年、倭国では推古大王(初の女帝)が即位し、甥の厩戸皇子(聖徳太子)が摂政皇太子に任じられた。

中国における易姓革命という思想は、王朝交代を正当化する必要性から生まれた。儒教に基づく五行思想等が背景となっている。

天は己の代わりに王朝に地上を治めさせ、王朝が徳を失った時に見切りをつけ「革命(天

■表1:歴代天皇一覧 (顔色は直系男子が系図上確認できない21天皇)

代	天皇	隔世	世等	在位	代	天皇	隔世	世等	在位	代	天皇	隔世	世等	在位
1	神武			76	45	聖武	3		724-749	89	後深草	1		1246-1259
2	額敏			33	46	孝徳	1	女帝	749-758	90	龜山	2		1259-1274
3	安寧			38	47	淳仁	6		758-764	91	後宇多	1		1274-1287
4	懿徳			34	48	孝徳	6	重祚	764-770	92	伏見	4		1287-1298
5	孝昭			83	49	光仁	8	初	770-781	93	後伏見	1		1298-1301
6	孝安			102	50	桓武	1	2	781-806	94	後二条	6		1301-1308
7	孝豊			76	51	平城	1	3	806-809	95	花園	6		1308-1318
8	孝元			57	52	嵯峨	2		809-823	96	後白河	6	初	1318-1339
9	開化			60	53	淳和	2		823-833	97	後村上	1	2	1339-1368
10	崇徳			68	54	仁明	3	初	833-850	98	長慶	1	3	1368-1383
11	崇仁			99	55	文徳	1	2	850-858	99	後鳥山	2		1383-1392
12	景行			60	56	清和	1	3	858-876	北1	醍醐	1		1392-1399
13	成務			60	57	陽成	1	4	876-884	北2	光明	2		1399-1348
14	仲哀			9	58	光孝	4	初	884-887	北3	徳亮	3		1348-1351
15	応神		初	41	59	宇多	1	2	887-897	北4	後光厳	2	初	1352-1371
16	仁徳	1	2	87	60	醍醐	1	3	897-930	北5	後白河	1	2	1371-1382
17	應中	1	3	6	61	朱雀	1	4	930-946	北6	後小松	1	3	1382-1392
18	反正	2		5	62	村上	2		946-967	100	後小松	12		1392-1412
19	允恭	2		42	63	冷泉	1		967-969	101	後白河	1	2	1412-1428
20	安徳	1		3	64	円融	2		969-984	102	後花園	8	初	1428-1464
21	超明	2		23	65	花山	3		984-986	103	後土御門	1	2	1464-1500
22	清寧	1		3	66	一条	4		986-1011	104	後白河	1	3	1500-1526
23	顯宗	6		3	67	三条	4		1011-1016	105	後奈良	1	4	1526-1557
24	仁賢	2		11	68	後一条	5		1016-1036	106	正親町	1	5	1557-1586
25	武烈	1		8	69	後朱雀	2		1036-1045	107	後深草	(2)	6	1586-1611
26	顯体	10		531-531	70	後冷泉	1		1045-1068	108	後醍醐	1	7	1611-1629
27	安閑	1		531-535	71	後三条	2	初	1068-1072	109	光明	1	8	1629-1643
28	宣化	2		535-539	72	白河	1	2	1072-1086	110	後光明	2		1643-1654
29	欽明	2		539-571	73	堀河	1	3	1086-1107	111	後西	2		1654-1663
30	敏達	1		572-585	74	鳥羽	1	4	1107-1123	112	雲元	2	初	1663-1687
31	用明	2		585-587	75	崇徳	1	5	1123-1141	113	東山	1	2	1687-1709
32	顯徳	2		587-592	76	近衛	2		1141-1155	114	中御門	1	3	1709-1735
33	推古	2	女帝	593-628	77	後白河	2	初	1155-1158	115	桜町	1	4	1735-1747
34	舒明	4		629-641	78	二条	1	2	1158-1165	116	後醍醐	1	5	1747-1762
35	皇極	3	女帝	642-645	79	六条	1	3	1165-1168	117	後白河	2	女帝	1762-1770
36	孝徳	2		645-654	80	高倉	3		1168-1180	118	後醍醐	3		1770-1779
37	孝明	2	重祚	655-661	81	安徳	1		1180-1185	119	光格	7	初	1779-1817
38	天智	4		668-672	82	後鳥羽	2		1183-1198	120	仁孝	1	2	1817-1846
39	弘文	1		672-672	83	土御門	1		1198-1210	121	孝明	1	3	1846-1866
40	天武	3		673-686	84	順徳	2		1210-1221	122	明治	1	4	1867-1912
41	持統	3	女帝	680-687	85	仲徳	1		1221-1221	123	大正	1	5	1912-1926
42	文武	5		687-707	86	後醍醐	5		1221-1232	124	昭和	1	6	1926-1989
43	元武	5	女帝	707-715	87	四條	1		1232-1242	125	上皇	1	7	1989-2019
44	元正	5	女帝	715-724	88	後醍醐	6		1242-1246	126	今上	1	8	2019-

(注)107代後醍醐天皇は106代正親町天皇の直系孫

「三耕探究」とは、「学有り、論優れども、心貧すれば、任に能わず」という考えから、「耕学」「耕論」「耕心」すなわち「三耕」の「探究」の重要性を示す筆者の造詣。

15代応神天皇以降の117天皇（南北朝方に含む）のうち、直系系皇嗣、つまり1世に皇位継承したのは54天皇である。残り63天皇は直系以外への継承であり、直系と直系以外はほぼ半々だ。南北朝後、101代称光天皇のあ

とは8世隔てた102代後花園天皇となり、それから暫くは直系が続いた。118代後桃園天皇で再び直系が絶え、7世隔てた119代光格天皇が即位し、以後の系譜は今上天皇に至るまで光格天皇の直系が続いている。102代後花園天皇と119代光格天皇の系譜は7代連続で直系継承し、初代も含めると8代直系である。但し、後花園天皇の系譜は途中に孫への2隔世継承が含まれている。複数代にわたって直系が続いた38天皇を除くと、残り16天皇の直系継承は1代限り。つまり親が子に継承し、その次は直系以外に継

承された。15代応神天皇以降の111代で、直系が絶えた（系図上、直系男子が確認できない）のは21天皇である。うち、兄弟等へ2世隔てた皇位継承は8天皇、甥等への3世以上隔てた皇位継承となったのは13天皇である。上皇陛下の姉君（昭和天皇の第一皇女）照宮成子内親王は1925（大正14）年にお生まれになった。ご両親である皇太子裕仁親王、良子妃のご意向もあり、里子には出されずに養育された。当時としては画期的なことである。

成子内親王は1941（昭和16）年に東久邇宮稔彦王の第一王子・盛厚王と婚約、1943（昭和18）年にご結婚された。ご結婚相手が皇族であったため、成子内親王も皇族のままだったが、敗戦後の1947（昭和22）年、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の意向により、義父である東久邇宮稔彦王が皇籍離脱したため、皇室典範の定めによって夫盛厚王とともに皇族の身分を離れた。成子内親王の夫となった東久邇宮盛厚王の父東久邇宮彦彦王は、戦後、終戦処理内閣（皇族内閣）として第43代内閣総理大臣を務められた宮である。

東久邇宮稔彦王は、1887（明治20）年に久邇宮朝彦王の第9王子として生誕。宮家の末子として、成人後に臣籍降下して伯爵となる予定だったが、明治天皇の第9皇女であ

男系男子の歴史

中国「宋書」に「諱」「珍」「濟」「興」「武」の「倭の五王」が記されている。「梁書」には「宋書」の「珍」に当たる王が「弥」と記されている。各王が何代目の天皇に当たるかは専門家の研究対象だが、武王が21代雄略天皇であろうことは概ね定説である。22代清寧天皇で直系が絶え、16代仁徳天皇の3世孫である23代額宗天皇、つまり6世隔たった血統に継承された。25代武烈天皇も直系が絶え、今度は15代応神天皇まで遡り、その5世孫であり、北陸に住む男大途が継承。武烈天皇から10世隔てた血統であった。男大途は26代天皇として即位し、皇統を継ぐという意味の「継体」と号した。

図2: 応神天皇—継体天皇の系譜

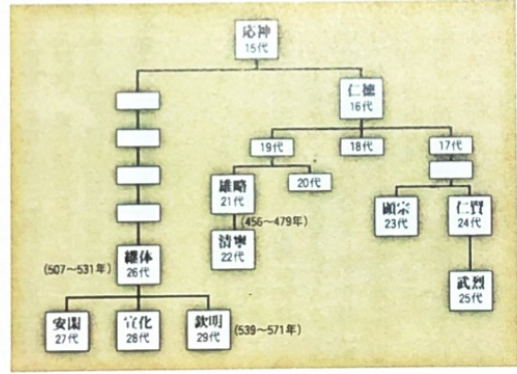
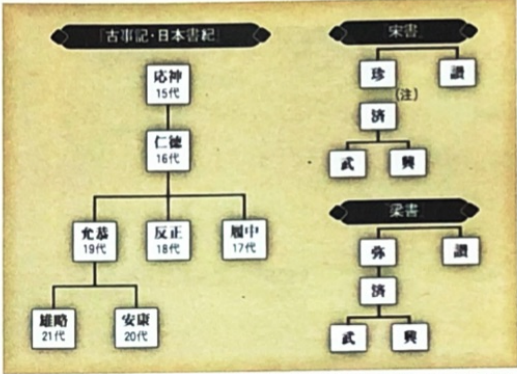


図1: 倭の五王



（注）諱と諱は兄弟との記述あり。諱と諱の關係は記述なし。

大王として即位するが、大海人皇子との決戦

672年、天智大王崩御。大友皇子は弘文

661年、齊明大王崩御。663年、倭・百済連合軍は「白村江の戦い」で唐・新羅連合軍に敗れ、大陸からの侵攻に備えた国家体制整備が急務となる。皇位に就かずし事実上統治していた息子の中大兄皇子は668年、天智大王として即位。弟は大海人皇子、息子は大海皇子である。

聖徳太子はこの情勢を見抜いたうえであえて非礼な国書を送った。太子は秦河勝（新羅系）、慧慈（高句麗系、寛舒（百済系）八元々はササン朝ペルシヤ人）という3人の側近を抱え、大陸・半島情勢を熟知していた。太子の外交手腕によって、倭国は隋に冊封される関係にはならなかった。

聖徳太子はこの情勢を見抜いたうえであえて非礼な国書を送った。太子は秦河勝（新羅系）、慧慈（高句麗系、寛舒（百済系）八元々はササン朝ペルシヤ人）という3人の側近を抱え、大陸・半島情勢を熟知していた。太子の外交手腕によって、倭国は隋に冊封される関係にはならなかった。

「天皇」号と「日本」国名

聖徳太子はこの情勢を見抜いたうえであえて非礼な国書を送った。太子は秦河勝（新羅系）、慧慈（高句麗系、寛舒（百済系）八元々はササン朝ペルシヤ人）という3人の側近を抱え、大陸・半島情勢を熟知していた。太子の外交手腕によって、倭国は隋に冊封される関係にはならなかった。

中国では初代皇帝のみ「天子」と認識され

中国では易姓革命による初代皇帝は「天子」となるが、次代以降は「皇帝」にしかたれない。しかし、日本の「天皇」は「天子」である皇帝すなわち「天皇」と解釈され、「天子」でもあり「皇帝」でもある。

「天皇」号の日本の意味は中国の易姓革命との対比から考察可能である。上述のとおり、易姓革命とは王朝交代を正当化する理論。天命による交代を意味する。中国では易姓革命による初代皇帝は「天子」となるが、次代以降は「皇帝」にしかたれない。しかし、日本の「天皇」は「天子」である皇帝すなわち「天皇」と解釈され、「天子」でもあり「皇帝」でもある。

不可避と考え、「壬申の乱」勃発。瀬田の戦いで敗れた弘文天皇は自害。673年、大海人皇子が天武天皇として即位した。この時初めて「天皇」号が使われた。

天武天皇は「古事記」「日本書紀」編纂を下命。もともと聖徳太子が「国記」「天皇記」編纂を命じていた事業を継承したものとと思われる。そして、初代に遡って「天皇」号が追号された。

天武天皇は「古事記」「日本書紀」編纂を下命。もともと聖徳太子が「国記」「天皇記」編纂を命じていた事業を継承したものとと思われる。そして、初代に遡って「天皇」号が追号された。

る泰宮聡子内親王と結婚されたため、東久  
 邇宮家をお立てになった。  
 つまり、東久邇宮稔彦王、盛厚王親子は、  
 父が明治天皇の皇女、息子が昭和天皇の皇女  
 と結婚されたということである。  
 稔彦王の父久邇宮朝彦王は1824年、伏  
 見宮邦家王の第4王子として生まれた。天保  
 年間には120代仁孝天皇の嫡子となり、  
 228世天台座主もお務めになっている。幕  
 末史にも登場する宮であり、1875（明治  
 8）年に久邇宮家を創設された。  
 久邇宮朝彦王の第3王子が邦彦王である。  
 第9王子である東久邇宮稔彦王の兄に当たる。  
 そして、久邇宮邦彦王の第1女王として  
 1903（明治36）年にお生まれになった良  
 子女王は、長じて1924（大正13）年に皇  
 太子裕仁親王と結婚された。つまり、後の  
 昭和天皇の皇母皇后である。  
 朝彦王の父、伏見宮邦家王は1802年生  
 まれて、北朝3代崇光天皇の男系14世孫であ  
 る。1817年に光格天皇の猶子となった。  
 邦家親王は男子を多くなし、明治以降の伏見  
 宮系皇族隆盛の端緒となった宮であり、戦後  
 に皇籍離脱した11宮家全ての源流に当たる。  
 11宮家のうち5宮家は系譜が絶えたものの、  
 現在も6宮家が続いている。

伏見宮邦家王が崇光天皇14世孫と  
 いうことは、久邇宮朝彦王は15世孫、  
 邦彦王及び東久邇宮稔彦王は16世孫、  
 盛厚王は17世孫になる。そして、皇母皇后の  
 子である上皇陛下にとって、昭和天皇は父、  
 久邇宮邦彦王は母方の祖父、久邇宮朝彦王は  
 曾祖父、伏見宮邦家王は高祖父となる。  
 さらに、伏見宮邦家王と久邇宮朝彦王が猶  
 子となった119代光格天皇と120代仁孝  
 天皇は、今上天皇陛下の直系祖先である。そ  
 の後、幕末の孝明天皇、そして明治天皇、大  
 正天皇、昭和天皇、上皇陛下、今上陛下とつ  
 ながる。つまり、今上陛下は光格天皇8世と  
 なる。

**旧宮家の皇籍復帰を検討すべき**

以上のように、現在の天皇家の系譜と、伏  
 見宮、久邇宮、東久邇宮は近い関係にあり、  
 その東久邇宮の系譜には、盛厚王と成子内親  
 王の間に3人の男子（長子はご逝去）、その  
 次世代には5人の男子、さらにその次世代に  
 も数人の男子がいっしょにやうだ。

以上の東久邇宮の系譜に加え、1947（昭  
 和22）年に作成された「皇位継承順位系図」  
 の8位継承者・賀陽宮恆憲王の系譜にも複数  
 の男子がいっしょにやうだ。

本年1月18日に開催された天皇退位特例法  
 附帯決議に基づく政府検討結果報告には筆者  
 も出席した。

有識者会議の皇族数確保案の案として先に  
 提示された「内親王・女王が婚姻後も皇族の  
 身分保持」「皇統に属する男系男子と養子縁

組」「皇統に属する男系男子を法律により皇  
 族復帰」の3案のうち、前2案を優先すると  
 しているが、第3案も早期に検討すべき時期  
 に来ている。

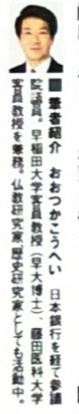
養子縁組は親となる皇族側のご意志如何  
 による。また、内親王との縁組を期待する向  
 きもあるが、それはご当人同士のご意志次第  
 である。さらに、仮にご結婚が実現しても、  
 男子に恵まれる保証はない。

養子縁組も縁談も、その対象として東久邇  
 宮、賀陽宮等の男子を想定しているのではあ  
 らば、上記の不確実性を乗り越えるためには、  
 皇籍離脱を余儀なくされた系譜に属する男系  
 男子の皇籍復帰が最も確実に皇族数確保と皇  
 統維持に資する。すなわち第3案である。

生前の安倍総理には「戦後レジーム脱却を  
 訴えるのであれば、GHQによって皇籍離脱  
 させられた宮家の皇籍復帰を実現すべきでは  
 ないか」と何度か質問したが、否定的な答弁  
 に終始していたのは残念なことであった。

日本の皇統は、日本という国家の根幹に関  
 わる国民共有の文化である。まさしく、戦後  
 レジームからの脱却が必要と考える。

日本国憲法第一条には、天皇は国民の総意  
 に基づく日本国及び国民統合の象徴と明記さ  
 れている。皇統史について国民共通の認識が  
 醸成されることが望まれる。



筆者 藤原 誠一

■ 図3: 後醍醐天皇以降の系図

